

岩手県告示第 345 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 19 年 4 月 10 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 路線名 軽米種市線
- 2 供用開始の区間
 - (1) 九戸郡洋野町種市第 68 地割字嶽 108 番 1 地先から第 66 地割字大沢 19 番 3 地先まで
 - (2) 九戸郡洋野町種市第 54 地割字和田ノ巣 17 番 1 地先内
 - (3) 九戸郡洋野町種市第 54 地割字和田ノ巣 20 番 1 地先から第 55 地割字小沢 32 番 1 地先まで
 - (4) 九戸郡洋野町種市第 55 地割字小沢 31 番 7 地先から 81 番 4 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 19 年 4 月 10 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 久慈地方振興局土木部
 - (2) 期間 平成 19 年 4 月 10 日から同年 5 月 10 日まで